

令和元年6月24日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

市民建産常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第34号議案 古賀市税条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令その他関係省令が、平成31年3月29日に公布され、その一部の規定については、令和元年10月1日から施行されること等に伴い、関係条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 令和元年10月から自動車取得税が廃止となり、自動車取得税に代わるものとして取得時に課税を行う環境性能割という区分が新たに創設される。
2. 自動車の所有者に対して課税される、自動車税、軽自動車税は、環境性能割と区別するため、自動車税は自動車税種別割、軽自動車税は軽自動車税種別割という名称になる。
3. 軽自動車税の環境性能割は、非課税から2%までの税率が定められているが、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間の特定期間における取得の場合は、自家用乗用車に限り、1%分納税者の負担を軽減する。
4. 自動車税、軽自動車税の種別割の特例（グリーン化特例）は、環境性能割同様、燃料基準値の達成度に応じて税率を軽減するもので、三輪以上の自動車、軽自動車に対する特例である。
5. 今回の改正は、グリーン化特例の延長を行うものであり、平成31年4月1日から令和3年3月31日の間の取得分について、平成31年度、令和2年度取得分の課税は、取得の翌年度のみであるが、令和2年度、令和3年度の課税は、現行の特例制度を延長し、概ね75、50、25%課税を軽減する。また、自家用乗用車に限り、令和4年度、令和5年度の課税分

まで特例制度を延長する。軽減率は令和3年度まで、概ね75、50、25%軽減だったが、令和4年度、令和5年度は、電気自動車、天然ガス自動車の概ね75%軽減のみになる。

6. 本市では、平成31年度の課税において電気自動車、天然ガス自動車の取得はなかった。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第35号議案 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律により、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10%へ引き上げられることから、一般廃棄物処理手数料の一部について受益者負担の適正化を図るため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 現行の処理手数料、それぞれのごみ袋代には、8%分の消費税が含まれているが、今回の改正において、その8%分を割り戻した消費税抜きのごみ袋の本体の額に10%分の消費税を付加した額となる。
2. 今回の改正は収集運搬代や、ごみ袋作成費などの歳出分も消費税分が増額されることから、処理手数料の消費税分のみ増額となる。
3. 消費税を割り戻した本体価格は、消費税が5%の時も8%の時も同額で据え置いている。

【意見】

(反対意見)

- ・ごみ袋の料金を消費税分引き上げると、市民に対して負担増になるということで反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。